

ゼロカーボン匠瑳推進協議会規約

(目的)

第1条 ゼロカーボン匠瑳推進協議会（以下、「本協議会」と称す。）は、「脱炭素先行地域」の実現に向けた匠瑳市の取り組みを支援し、推進して行くこと目的とする。

(会の構成)

第2条 本協議会は、上記の目的に賛同する団体、法人、個人で構成する。

(会員)

第3条 本協議会に加入しようとする者は、事務局に申し出ることによって加入できる。

(役員)

第4条 本協議会に以下の役員を置く。

代 表 1名

副 代 表 若干名

事務局長 1名

2 役員は、互選によって決める。

3 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(事務局)

第5条 本協議会の事務局は、市民エネルギーちば株式会社内に置く。

(会費、及び経費)

第6条 会費は徴収しない。

2 必要な経費については、会員間で分担して負担する。

附則1 本規約は、2022年3月31日から施行する。

附則2 本規約は、会員の合意によって変更することができる。